

## 令和8年度 Kyoto Japan 海外戦略プロジェクト 「京もの」海外テスト販売事業 出品事業者募集要項

京都府、(公財)京都産業21、及び京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会では、府内事業者の輸出拡大支援を目的に、海外の民間事業者と協力し、食品、伝統工芸品等、府内産品の取扱店及びECサイトの開設・拡大を進めることにより、テストマーケティングや新規取引の機会を提供していくこととしております。

つきましては、本事業の出品者を以下のとおり募集いたしますので、ご関心のある府内事業者の皆様におかれましては、奮ってお申し込みください。

なお、令和7年度にお申込みいただいた事業者の皆様には、昨年度ご送付いただいた申込書をお送りいたしますので、変更及び更新がある場合は、再度ご提出をお願いいたします。

### 1 事業内容

- (1) 海外小売店・海外向けECサイトでのテスト販売
- (2) 海外飲食店での料理素材や食器等としてのテスト使用（小売含む）
- (3) 海外小売店・飲食店の内装・装飾等での使用

※販売好調商品については、継続取引・発注となります。

### 2 販売等期間

原則、令和8年度中とします。

### 3 販売を行う国・地域

アジア、欧州、北米、オセアニア地域等に令和8年度開設予定の小売店・飲食店・ECサイト（場所等の詳細は未定）及び既に府内産品の取扱実績のある海外店舗

### 4 主催

京都府、(公財)京都産業21、京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会

### 5 募集内容

#### (1) 応募資格

以下の条件を全て満たす企業・団体

- ① 京都府内に本社又は主たる営業所等を持つ企業・団体であること
- ② 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会に入会していること（食品出品事業者のみ）

→未加入の場合は、入会申し込み後に出品申し込みを行ってください。

本応募資格を満たす企業・団体は、原則、入会可能です。

#### ■入会申込書

[https://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/documents/kyogikai\\_nyukai.doc](https://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/documents/kyogikai_nyukai.doc)

#### ■協議会HP

<http://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/yusyutsu-kyogikai.html>

※非食品のみで応募する事業者は、京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会への入会は不要です。

#### (2) 対象品目

生鮮・加工食品、飲料（アルコール類含む）、伝統工芸品、化粧品、日用品、生活雑貨等

※食品については、賞味期限の条件が店舗によって異なりますが、最低90日以上を

目安とします。(常温・冷蔵・冷凍可能) 180日～365日以上の商品はより選ばれやすい傾向があります。

### (3) 出品条件

- ① 各出品国・地域の輸入規制に適合した商品であること  
※輸入規制に適合しないことが判明した場合は、出品できませんので、予めご了承ください
- ② 本事業での販売に適した商品であること（他府県の名産・特産品等は不可）
- ③ 商品の製造責任が取れること（海外PL保険に加入していることが望ましい）
- ④ 主催者が指定する国内事業者（主に商社）との取引に同意いただけること  
※既に現地代理店をお持ちの場合は、個別に相談させていただきます
- ⑤ 日本国及び現地の法令に違反しないこと

### (4) 募集期間

～令和9年3月31日（金）

※早めにご申請いただいた場合、京都の商社や海外バイヤーへご紹介できる機会も増えてまいります。

つきましては、可能な範囲でお早めのご申請をご検討いただけますと幸いです。

#### (5) 採択方法

販売先確保ができた段階で、順次、登録いただいた商品情報シートをもとに、バイヤー側が、取り扱いに興味のある事業者・商品を選定します。

選定された事業者の皆様には、主催者より、電話・メール等で連絡の上、バイヤーとの個別商談・面談等（オンライン含む）を設定いたします。

商談・面談における条件等の合意により、商談成立となり、取引開始となります。

なお、商談不成立となる場合もあります。

※本公募は、事業開始に先立ち、興味のある事業者の皆様には事前登録いただくことを目的としており、

事業開始後は、海外バイヤーより興味を示された場合のみ、個別商談・面談設定の連絡をさせていただきます。

選定に至らなかった事業者様には、連絡・通知等を行わないこととしております。

年間を通じて、引き合いが一度もないケースもございますので、ご了承ください。

#### 【選定されやすい商品の傾向（書類選考・商談）】

- 府内産で健康、安心、安全など付加価値の高い商品
- 賞味期限が長い商品
- 現地での生活に適した、実用性の高い商品
- 「京都」ブランドとして打ち出しやすい商品
- 現地での競合が少ない商品
- 商標、外国語商品紹介資料、成分情報等の有無
- 販促における事業者の協力姿勢 等

### (6) 取引条件

○原則、主催者が指定する国内事業者との国内取引（国内納品・国内決済）

○原則、全量買取

※商品単価が一定金額（10万円程度）を超える商品については、委託販売又は

受注販売としての商談となる場合があります。

## 6 出品者負担

- 日本国内指定倉庫までの商品配送費
- 外国語の商品裏ラベルの貼付（データは支給されます）  
※出品者による貼付作業が不要な場合もあります
- 発注代金の振込手数料（国内送金）
- 栄養成分表示等、輸出入・販売における各種法令を満たすために必要な検査費用 等  
※検査費用が高額であった場合、出品辞退が可能です
- サンプルの提供をお願いする場合がありますので、可能な範囲でご協力ください
- 申し込みは無料

## 7 継続販売等

本事業は期間を限定したテスト販売ですが、継続取引に繋げることを主目的としており、売上好調商品は、定番商品として継続発注となることを前提に事業を実施しております。また、採用された商品の一部は、各店舗が運営するECサイト等での販売も同時に行う場合があります。

## 8 申込方法

商品情報シートの食品または非食品を選択し、必要事項を記入の上、  
メールでお申し込みください。

商品情報シートはエクセルファイルのままでお送りください。

（ファイルサイズは2MBまで）

**★必ず本紙「令和8年度」のシートをご使用下さい。★**

【申込先】 [market@ki21.jp](mailto:market@ki21.jp)

（公財）京都産業21 市場開拓支援部 販路開拓支援担当 宛

【受付期間】 ~令和9年3月31日（金）

※早めにご申請いただいた場合、京都の商社や海外バイヤーへご紹介できる機会も増えてまいります。

つきましては、可能な範囲でお早めのご申請をご検討いただけますと幸いです。

## 9 その他

### （1）情報公開・広報

出品企業・商品は記者発表等で公開することがあります。また、提供いただいた写真等の資料については、店舗PRのため、各種広報媒体に掲載する場合があります。

### （2）知的財産保護

出品物等の知的財産に係るトラブルについては、出品者の責任となります。出品者は必要に応じて、自己の責任の下、事前に商標権等、知的財産の保護対策を行ってください。

### （3）テストマーケティング

各商品の販売状況、消費者の反応については、運営事業者からレポート等は発出いたしません。出品者より、運営事業者にお問い合わせいただき、売れ行き等の情報を入手いただくことが可能です。主催者にお問い合わせいただいても結構です。可能な範囲にて、情報を入手し、お伝えします。

### （4）裏ラベルへの対応

主催者が指定する日本国内事業者が作成した外国語ラベル（データ提供）を出力の上

商品に貼付した状態での国内納品をお願いする場合があります。

#### (5) 事業の中止、延期等

世界各地での新型コロナウイルスの感染状況及びその他の諸事情により、本事業の一部、又は全部が中止、あるいは延期となる場合があります。その場合、出品者負担の賠償等については対応できませんので、予めご了承ください。

#### 10 問合せ先

本事業に関するご質問やご不明点がございましたら、以下までお問合せください。

京都府 商工労働観光部 経済交流課 電話：075-414-4840

(公財) 京都産業 2 1 市場開拓支援部 販路開拓支援担当 電話：075-315-8590

京都海外ビジネスセンター 電話：075-366-4364 船本